

令和2年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年1月31日（金）午後3時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	17番	砂塚功	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（2名）

16番	秋元幸一	委員	18番	北野唯道	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 それでは、ご案内のお時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

皆様、年初めのお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の総会は、令和2年最初の総会になります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日、ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が9件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が14件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が3件、合わせて28件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 3時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 どうも皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年中は、皆様には水害の調査のためにいろいろお骨折りをいただきました。まだ道半ばではありますが、春の作付に間に合うように関係機関にも働きかけている状態であります。また、隣の国のコロナウイルスということで、通常のインフルエンザとまた違った形で脅威になっております。どちらにしても、自分の体は自分で守るということで徹底していただきたいと思っております。本年もよろしくお願い致します。

◎議事録署名人選出

会 長 では、議題に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、鈴木俊信委員、2番、熊崎新壽委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

16番、秋元幸一委員、18番、北野唯道委員、和知俊一推進委員、大戸文治推進委員の4名であります。

◎議案第1号

会 長 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る1月19日に、樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人の長男と譲受人に来ていただき、申請内容について確認をしました。双方とも申請内容については間違いのないとのことでした。

皆様の審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請についても、去る1月19日、樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に来ていただきましたが、このときは昨年のお大雨で土砂が流出してしまっていて、U字溝にかなり土がたまっているということでありました。この土をどうするんですかと確認したんですが、譲受人が2月中にきれいにするということでもありますので、それができれば周辺の農地には影響がないかと思えます。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

今回の申請に関しまして、1月18日に富永委員とともに現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお話を伺って、申請内容に間違いがないこと、周辺への影響に問題ないことを確認しました。

ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 同じく梨本です。

今回の申請に関して、1月18日に富永委員と譲渡人、譲受人に立ち会いいただいて、お話を聞いて、申請内容に問題ないこと、周辺への影響等に問題ないことを確認しました。

ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当の穂積です。

今回の申請について、去る1月19日、深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。譲受人は震災以後、浪江町から避難してきて、現在、譲渡人の隣の家を購入して家族と住んでいます。家族も白河地区で仕事をしていますので、浪江町にはもう帰らないとのことです。今回の規模拡大による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久です。

去る19日に、北野委員と譲渡人、譲受人と一緒に現地調査をしてきました。周辺農地も問題ないということを確認しましたので、皆様のご審議、よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

山本委員 ちょっとお伺いしたいんですが、譲渡人の所有面積が、譲り渡し面積よりも少ない。そして、畑も登記上も田になっており、これは申請書が違っているのかなと思うんですけども。

会 長 この件に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局(三浦副主査) 譲渡人の所有面積及び経営面積についてですが、今、確認しましたところ、一部、今回、譲り渡しをする土地について不耕作になっているところがありまして、こちらの転記の問題ですが、不耕作の面積がカウントされていないということで、耕作の面積の分、譲り渡すほうの面積が大きくなってしまっているところです。今回、譲り渡しの対象になっている所在地番については間違いありません。経営面積は耕作している面積なので、このまま8,124平米で、所有面積だけが不耕作地を入れるともう少し大きな面積になります。

会 長 耕作面積はこれで、所有面積が大きくなって、不耕作のところを含めるという意味かな。

事務局（三浦副主査） 不耕作の面積を含めると、譲渡人所有面積が1万1,639平米になりまして、経営面積は8,124平米。今回、譲り渡しをするのが8,436平米。

会 長 事務局の説明からいうと、不耕作のところの所有面積、田の部分が抜けていたということで、所有面積が1万1,639平米ということだそうです。

その部分を訂正していただければと思います。

事務局（三浦副主査） はい、わかりました。

塩田委員 今まで、不耕作の面積というのが面積に入っていないということ。

事務局（三浦副主査） 今までは入れていました。この件について、間違えましたので、所有面積を8,124から1万1,639に訂正方お願いします。

会 長 山本委員。

山本委員 了解です。

会 長 それでは、農地法第3条その6について、そのほかに疑問な点はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、異議ないということで、その6について原案を訂正した上で決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古関地区担当の穂積です。

今回の申請について、去る1月19日、深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人は東京町田市に住んでいますので電話にて確認しました。譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の規模拡大による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る18日に山本委員、矢野会長と現地調査を行いました。譲渡人は当日都合により出席できなかったため、電話にて確認いたしました。譲受人とはお会いし、申請内容について双方とも間違いないとのこと。なお、譲渡人と譲受人は兄弟であります。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木です。

今回の案件につきまして、1月27日、橋本委員と譲渡人の代表、事務代理人であります行政書士、譲受人、5名にて現地確認をいたしました。今回の農地の取得は宅地の取得にあわせ、隣にあります農地まで一緒に取得するというところでございます。先程ありましたが、譲渡人3名の面積が記載されておられませんのは、この宅地並びに農地の管理人であった世帯主が亡くなりまして、そのうち自体が跡継ぎがないということで、娘さん3人の名義という形で残っている状態の農地を譲るという今回の案件でございます。

宅地の隣接の農地でありますので、適切に管理されております。ほかの農地への影響はないと思われますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の

規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地化振興区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

緑川委員 関辺・旗宿地区担当の緑川です。

今回の件につきまして、1月25日、熊崎委員とともに譲受人、譲渡人とともに5人で現況を確認しました。書類等は何ら問題ない。そして、周辺もその一部分だけが農地ということで、あとは周辺が宅地ということで、周辺にもたらす影響はないということを確認しましたので、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木でございます。

1月27日、橋本委員と申請人、3人で現地を確認しました。営農型ソーラーということで、県より許可を既にいただいているということが大前提でありましたので、あとは近隣住民への説明は済んでいると。また、周辺はフェンスで危険防止のために囲うということでございます。周りの農地も耕作放棄地で、作物的には作付されておられません。今回の案件は問題ないかと思われますので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

有賀委員。

有賀委員 営農型ということですので、この農地で何を耕作するのか、その確認だけお願いしたいと思います。

会 長 事務局より。

事務局（大崎次長兼係長） 先程説明のところでも述べさせていただいたところではありますが、もう一度お伝えさせていただきますと、ニラでございます。このニラについては、令和元年11月29日付福島県南農林事務所に対して営農計画等の事前相談を行っております。企画部、振興部の回答をもとに12月12日に意見の回答をしております、それをもとにいたしまして今回の申請が提出されたとのことでございます。

以上です。

有賀委員 わかりました。

会 長 いいですか。

有賀委員 はい。

会 長 そのほかにも質問、意見等がありましたら。

なければ、そのほかにもご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

18ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和2年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、8番、山内喜一委員の退席を命じます。

（山内喜一委員 退席）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第14号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第14号について原案のとおり承認いたします。

山内喜一委員の入場を認めます。

（山内喜一委員 入場）

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

25ページをごらんください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので審議するものとする。令和2年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 農業振興地域整備計画の変更その1からその3について、事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、まず、その1からになります。

26ページをごらんください。

【その1からその3朗読】

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその3について、農地の区分と目的は問題ないものと思われますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、運営委員会で現地調査を行い検討しておりますので、運営委員会を代表し深谷宏光委員より意見を求めます。

深谷委員 9番の深谷です。

白河農業振興地域整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る1月21日、運営委員会を開催しまして、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外3件について現地調査を行い、農政担当者からの説明を受けました。

審議の結果、運営委員会としましては、計画変更の内容について妥当であると判断し同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について承認する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

そのほか、皆様から何かございませんか。

ございませんか。

篠宮委員。

篠宮委員 稲わらはおかげさまで片づいたんですけども、そのほかの道路とか、川の件とか、そういう部分がかかなり壊れているのは、いつころにどうなるのかというのは、皆さんから言われているんですけども、そこら辺ちょっと確認したいんですけども。

会 長 今、篠宮委員から意見が出ましたが、事務局で把握している部分をお知らせください。

事務局長 水路であれば、農林整備課の所轄になるんですが、河川になりますと、道路河川課

で建設部所管になり、大変申しわけないんですが、建設部の情報は農業委員会に入ってきておりません。この後、建設部にその辺をお聞きしたいと考えておりますので、後でお知らせできるものがあれば、何らかの折にお知らせしていければとは考えております。

篠宮委員 ありがとうございます。

会 長 大丈夫ですか。

篠宮委員 ありがとうございます。

会 長 そのほかにありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡をさせます。

事務局(三浦副主査) 先程の3条の訂正箇所なんですが、議案の4ページをごらんください。

4ページ、その6、譲渡人の所有面積ですが、上段の田が1万508平米、10508。畑が変わらず1,131平米。合計1万1,639平米、11639。お手数ですが、訂正をお願いします。

あともう一点なんですが、昨年9月に利用状況調査を実施していただきまして、大変ありがとうございました。農地法の第32条により利用状況調査を行った箇所に行くこととされている利用意向調査についてですが、現在準備中で、2月初旬に実施を予定しております。これは、昨年、実施いただいた利用状況調査の中で緑色と黄色に判定された農地の所有者に対して、今後の利用の意向を確認するアンケートを事務局から送付するものです。アンケートと一緒に返信用の封筒を同封しますが、もし、委員各位にお問い合わせやアンケートの回答が届きましたら、お手数でも事務局までお願いいたします。

以上です。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

本日、総会終了後、午後6時より鹿島ガーデンヴィラで新年会を開催いたします。参加者は委員の皆様が30名、事務局5名、来賓として市長、議長、合計で37名となっております。参加の委員さんはお時間におくれませんようご対応よろしくをお願いいたします。送迎バスをご利用の委員さんは、市役所東側の臨時駐車場を5時20分に出発いたします。なお、勝手ながら、来賓、会長、職代、地区代表委員のみ、お席を指定させていただいておりますので、ご了承願います。

次に、令和元年分の委員報酬の源泉徴収票をお手元の封筒に入れてお配りしておりますので、後程ご確認よろしくをお願いいたします。

次は、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議をお配りしております。これは、昨年11月に開催されました全国農業委員会会長、代表者集会において決議された綱紀粛正に関する決議文となります。昨年、相次いで発生しました農業委員会に関する不祥事について、全国農業会議所並びに県農業会議より改めて、各農業委員会は組織として綱紀の粛正、法令遵守の徹底を図るなどの注意喚起について求めるものとなっております。

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。農業委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理観を持ち、法令遵守の徹底について改めてご自覚をいただきまして、特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、全国農業新聞の購読のお願いになります。

お手元に県農業会議会長からの依頼文と申込書を配付させていただいております。全国農業新聞は、農業委員会法で定める農業一般に関する調査及び情報の提供に基づく法令業務を効果的に進めるためのツールであり、農業者へのより一層の普及推進が必要となっております。そのためには、まず、普及推進を担う農業委員並びに農地利用最適化推進委員の購読が必須であるとのことから、改めてお願いするものでございます。趣旨をご理解いただき購読協力をお願い申し上げます。なお、申込書に必要事項をご記入いただき事務局までお届けくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

次は、西白河地方農業委員会研修の開催についてのご案内です。

皆様には本日総会の受け付け時に出欠のご報告をいただき、現時点で17名の出席となっております。改めて、多くの委員さんにご参加いただきたくご案内を申し上げます。

開催日時、2月12日水曜日、午後1時半、場所は市立図書館、主催が西白河地方農業委員会連合会ですので、白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村の各農業委員、推進委員が参加されます。研修講師は福島大学食農学類客員教授の守友裕一氏、演題は「これからの農業・農村・地域を考える」と題し、1時間程度の講演となります。地元での開催となりますので、ぜひご参加くださいますようご案内を申し上げます。

最後になります。

次回総会は2月28日金曜日、こちらのサンフレッシュ白河での開催となります。

連絡事項は以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和2年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時 8分)